

STOP HARASSMENT



ハラスメントとは、いろいろな場面での『嫌がらせ、いじめ』をいう。その種類は様々で、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えたりすることが該当する。

本学ではこのようなハラスメントの防止を行うための啓蒙活動を行うとともに、発生した問題を解決するため、ハラスメント防止委員会を設けて対応している。また、学生をはじめ各自がハラスメントを行わないように心掛けることも大切である。

- (1) 自分の行動がハラスメントにならないように、常に相手の気持ちを考えて行動すること。
- (2) ハラスメントであると感じた場合
 - ①「いやな気持ち」を**はっきりと相手に伝える**こと。
 - ②担任、アドバイザー、学生相談室または学生課に**相談し、どのように行動すればよいか考える**こと。

● 相談の進め方

1. 受付

本学の学生がハラスメントに関する相談を希望する時は、まずは「健康管理センターの学生相談室」へお申し出ください。来室にあつては、必ず事前に予約をお願いします。

学生から受けた相談については、本学園の『個人情報の保護規程』に基づき、個人のプライバシーが尊重され、相談員その他面談した者が知り得た情報については秘密を厳守致します。相談者の同意や承諾がない限り、正当な理由なく情報開示致しません。

2. 対象者

本学の学生であれば誰でも相談できます。

ただし、教職員は相談窓口、相談方法が異なりますのでご注意ください。（詳しくは教職員専用の共有フォルダーを確認ください）

3. 相談受付

担任や学生相談室に相談することで、気持ちが落ち着いたり、納得できたらそこで終了です。ただし、面談した者の判断により内容が重大であると判断した場合は、ハラスメント防止委員会に諮ることとします。そのうえで、相談内容が委員会の審議対象となるかどうか検討します。場合によってはお受けできない場合もあります。具体的には以下のフローチャートを参照してください。もちろん秘密は厳守しつつ、事実確認や調整を進めます。ここでは、相談を依頼した者（学生）の希望を最大限に尊重し、調整することを原則に実施いたします。

● 相談窓口

相談窓口	対象	連絡先	備考
担任、アドバイザー	学生	---	各自の担任等に個別に相談してください。
学生相談室	〃	049-299-5615	開室日時を確認してください。
学生課	〃	049-299-5615	

● 相談の進め方

【1】相談

① まずは、担任・アドバイザー、学生相談室または学生課に相談する。



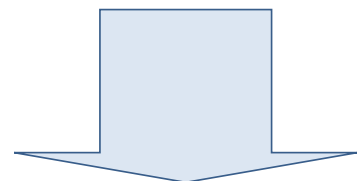
② 相談の際、相談申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上
面談時に面談者*に提示する（*面談者；上記①の各部署で相談を受けた教職員）



③ 面談者と解決方法を一緒に考える。

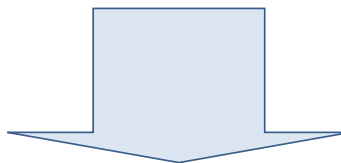


④ -1 納得できたら終了し完結とする。



相談の結果、納得できない場合は以下の手順に進む

④ -2 面談者の判断によりハラスメント被害を申し立てる。



【2】申し立て

⑤ 相談員*から申し立てに必要な書類を受け取り、必要事項を記入し
封筒に入れて学生課に提出。（*相談員；ハラスメント防止委員会の委



⑥ ハラスメント防止委員会に諮る。



⑦ 委員会にて審議、措置等処分の決定。



⑧ 被害を申し立てた学生とハラスメント行為を行ったとされる者に通知。